

# ユーカリが丘二丁目自治会会則

## 第1条（名称及び事務所）

この会は、ユーカリが丘二丁目自治会と称し、事務所は会長宅に置く。

## 第2条（会員）

この会の会員は、原則としてユーカリが丘二丁目に居住する者を対象とし、新たに会員資格を取得、又は、喪失した者は7日以内に書面により、その旨を本会に届け出るものとする。

## 第3条（目的）

この会は、会員相互の親睦及び会員の共同の利益を維持増進し、社会環境の浄化向上に努め、明るい住みよい町造りに寄与することを目的とする。

## 第4条（事業）

この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の親睦及び福祉、文化の向上に関する事項。
2. 防犯、防災、保健衛生、除草等の環境の整備に関する事項。
3. 集会所、街路灯、その他公共施設の管理に関する事項。
4. 広報に関すること。
5. その他この会の目的を達成するために必要と認められる事項。

## 第5条（組織）

1. この会の会員の居住区域を10～30戸を単位とする班に区分し、それぞれの班に班長を置く。なお、班の区域は別に定める。
2. この会は、4～6の班で1つのブロックを構成し、各ブロック毎に班長の互選により1名のブロック長を置く。
3. この会は、必要に応じて評議員を置く。

## 第6条（役員）

この会に次の役員を置く。

会 長	1 名	副会長	2 名	会 計	2 名		
書 記	2 名	総務部	2 名	環境部	2 名	文化部	4 名

## 第7条（役員及び班長・評議員の選出等）

役員及び班長・評議員の選出は、次により行う。

1. 役員は、役員選出委員会において会員中より選出し、総会で承認を得るものとする。
2. 班長は、原則として輪番制とする。
3. 評議員は、必要に応じて会長が役員会に諮り委嘱する。

## 第8条（役員の実務）

役員の実務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
3. 会計は、この会の会計業務を処理する。
4. 書記は、この会の議事録、活動記録の作成を行う。
5. 総務部、環境部、文化部は、全般的事項の具体的推進を諮る。
6. 評議員は、特別の事項について、会長の諮問に応える。

#### 第9条（班長の業務）

班長の業務は次の通りとする。

1. 班長は各班を代表し、会務を処理する。

#### 第10条（役員及び班長等の任期）

役員及び班長等の任期は、次の通りとする。

1. 役員の任期は1年とするが、再任を妨げない。但し、欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。
2. 班長の任期は半年（4月～9月、10月～3月）とする。  
但し、班長が任期途中において会員たる資格を喪失した場合は、次期の班長が残任期間を併せて行うものとする。

#### 第11条（会議）

この会の会議は、次の通りとする。

1. 定時総会：会計年度終了後、1ヶ月以内に招集する。
2. 臨時総会：会長が必要と認めたとき、又は、会員の3分の1以上の同意を得て招集を請求したとき。
3. 役員会：役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集して、本会の運営並びにその他の重要事項について審議する。
4. 委員会：役員及び班長をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。
5. 班長会：班中の会員をもって構成し、班長が会長の指示により、又は、必要と認めたときに招集する。

#### 第12条（総会の成立）

総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む。）の出席がなければ成立しない。

#### 第13条（議事の可決）

総会の決議又は承認は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

#### 第14条（付議事項）

次の事項は、総会に付議しなければならない。

1. 会則の改正
2. 務及び決算報告
3. 新年度事業計画及び予算
4. 役員の選任及び解任
5. その他必要と認める事項

#### 第15条（経費）

この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

#### 第16条（会費）

1. この会の会費は、月額300円とする。
2. 転入の場合は、入会の翌月から会費を納めるものとする。
3. 転出の場合は、転出月までの会費を納めるものとする。
4. ユーカリ地区内に2軒目として店舗を有する会員の会費取り扱いは以下とする。
  - (1) 任意であるが、賛助会費として自治会費と同額の納入をお願いする。
  - (2) 賛助会員には回覧は回さない。しかしゴミ集積場を使用する場合はゴミ当番の役務は果たすものとする。
  - (3) アパートの所有者、又は賃借人（どちらか）は自治会費を納めるものとする。  
又、ゴミ当番の役務は果たすものとする。

#### 第17条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

第 18 条（会計監査）

会計監査は、この会及び街路灯維持管理の会計業務を監査する。

第 19 条（会計監査の選出等）

会計監査は、2 名とし、総会において会員中より選出する。

ただし、会計監査が任期途中において会員たる資格を喪失した場合、その残存期間の会計監査は役員会において決定し、次期総会において報告する。

第 20 条（その他）関係

第 4 条に規定する事業の円滑な運営を図るため、その運営方法等を別に定めることができる。

附 則

この会則は、昭和 57 年 3 月 1 日から施行する。

（昭和 59 年 4 月 22 日 定時総会で一部改正）

（昭和 61 年 4 月 6 日 定時総会で一部改正）

（昭和 63 年 4 月 2 日 定時総会で一部改正）

（平成 10 年 10 月 3 日 定時総会で一部改正）

（平成 12 年 4 月 2 日 定時総会で一部改正）

（平成 14 年 4 月 7 日 定時総会で一部改正）

（平成 15 年 4 月 6 日 定時総会で一部改正）

（平成 16 年 4 月 4 日 定時総会で一部改正）

（平成 23 年 4 月 3 日 定時総会で一部改正）

（平成 30 年 4 月 1 日 定時総会で一部改正）